

新型コロナワクチン接種の日程(3回目及び4回目)について

上毛町では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種をできるだけ早期に行い、皆さんに安心して生活を送っていただけるよう、準備を進めています。今回8月以降の接種日程が決まりましたのでお知らせします。



4回目接種対象者 3回目接種完了から、原則5か月以上経過した方で

- ①60歳以上の方
- ②18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方。その他、重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③医療従事者及び高齢者施設等従事者

※②③の方は、接種券発行に申請書が必要です。本人確認書類、接種済証をお持ちの上、子ども未来課までお越しください。
※3回目接種日から5か月後の同日から接種可能です。
※5か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種できます。

集団接種の日程と対象者

接種対象者	日程	接種券発送時期
令和4年3月28日までに2回目または3回目接種完了者	8月28日(日)	8月上旬
令和4年4月4日までに2回目及び3回目接種完了者	9月4日(日)	8月上旬
令和4年4月25日までに2回目または3回目接種完了者	9月25日(日)	9月上旬

※接種券は、前回の接種日から5ヵ月経過する頃に順次発送しております。
※使用ワクチンは、ワクチンの流通量及び有効期限などを考慮しますので、現段階では未定です。

接種券について

職場などで接種する機会があり、早めに接種券が必要な方は、子ども未来課へご連絡ください。また、初回接種(1・2回目)後、3回目接種後に上毛町に転入した方は、接種券の発行申請が必要です。接種済証など接種歴のわかるものを、子ども未来課へご持参ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線223)

収入保険加入支援事業補助金について

コロナ禍による原油価格・物価高騰など農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する収入保険制度の保険料の一部を補助することにより、収入保険への加入の促進及び農業経営の安定を図ります。

- 補助対象者 町内の収入保険加入者
- 補助内容 収入保険料のうち積立金、事務費を除く加入者負担保険料の1/2を補助金として交付します。(上限10万円)
- 今後の手続き 福岡県農業共済組合との連携により対象者には改めて通知します。

●申請・問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線181)

農業経営支援軽油負担軽減事業補助金について

軽油価格の高騰により、農機具を使用する農業者に与える影響を緩和するため、軽油購入に係る経費を補助します。

- 補助対象者 経営面積5,000㎡以上の農業者
- 補助内容 軽油1ℓ当り購入価格が131円を超えた額 ※免税軽油使用者は98.9円を超えた額
- 対象期間 令和4年4月1日～令和5年2月28日
- 申請に必要なもの 領収書など(購入日、購入量、単価などがわかるもの)
- 申請書の受付期間
 - ◎令和4年4月1日～令和4年8月31日購入分 令和4年9月30日まで
 - ◎令和4年9月1日～令和5年2月28日購入分 令和5年3月10日まで

上毛町戦没者追悼式の中止について

例年、8月15日に開催していますが、最近の新型コロナウイルス感染症の状況及び参加者の健康などを考慮し今年中止することとします。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

電気柵設置における安全対策について

平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、以下の点に注意する必要があります。



- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。

●問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線189)

株式会社オフィスワタナベ様(大分県中津市)より、企業版ふるさと納税の寄附をいただきました

株式会社オフィスワタナベ 様(大分県中津市)より、本町に企業版ふるさと納税として30万円の寄附をいただきました。

本町では、株式会社オフィスワタナベ様のご意向に沿い、この度の寄附金を学力向上推進事業に活用させていただきます。誠にありがとうございます。

●問い合わせ先 企画開発課 企画情報係 TEL 72-3112(内線122)

令和4年度上毛町少年海外体験学習「バンコク友好の翼」渡航研修の中止について

上毛町では、例年8月にタイ王国バンコク都に渡航し、チュラロンコーン大学附属小学校との学校交流やホームステイ、企業訪問など社会見学を行うことを通じて、タイの生活文化を体験しています。

しかし、本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び参加者、関係者の健康・安全面を考慮した結果、渡航研修を中止とさせていただきます。何とぞご理解のほどよろしくお願い致します。

●問い合わせ先 上毛町教育委員会 教務課 社会教育係 TEL 72-3165(内線172・240)

年金生活者支援給付金のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢基礎年金を新規に請求する方や既に基礎年金を受給されている方で、年金生活者支援給付金の受給権が発生すると見込まれる方には、日本年金機構から事前に通達が届く予定です。

受給するには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要ですので、忘れずに手続きしてください。



●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

支給要件

- 老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金
 - ・65歳以上の老齢基礎年金受給者
 - ・世帯全員の市町村民税が非課税
 - ・前年の公的年金などの収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下であること。
- 障害年金生活者支援給付金
 - ・障害基礎年金受給者
 - ・前年所得額が4,721,000円以下。(扶養親族などの数に応じて増額)
- 遺族年金生活者支援給付金
 - ・遺族基礎年金受給者
 - ・前年所得額が4,721,000円以下(扶養親族などの数に応じて増額)

